

# 日本馬術連盟指導者規程

## (目的)

第1条 本規程は、本連盟の登録個人会員が馬術指導者として安全な指導を実施するため、あるいは公益財団法人日本スポーツ協会公認馬術指導者資格を取得するための基礎養成を行い指導員の認定を行うことを目的とする。

## (資格委員会)

第2条 本連盟は、資格委員会を設置し、指導者養成を行うため本規程を制定し、規程の改廃および講習会の開催を主催あるいは指導する。

## (指導員)

第3条 本規程により開催される指導者養成の講習会で養成し認定する指導者資格を指導員と称す。

## (指導者養成講習会)

第4条 別に定める指導者養成講習会開催内規により実施される講習会を本連盟が認定する指導者養成講習会（以下、指導者講習会という）と称す。

## (登録)

第5条 指導者養成講習会を受講し検定試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね1ヶ月以内に申請の手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3ヶ月を経過しても登録申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

## (有効期間)

第6条 資格の有効期間は、合格した検定試験実施日から4年経過後の年度末とし、以後、4年毎に更新手続きにより資格が有効となるものとする。

## (更新)

第7条 資格の有効期間内に1回以上指導者講習会を受講しなければならない。

- 2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。

## (更新手続き)

第8条 更新講習会を受講した者は、有効期間が満了となる年度に登録の更新手続きを行うものとする。

## (資格の失効)

第9条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効する。

- ①本連盟の会員でなくなったとき。
- ②有効期間内に指導者講習会を受講の上、更新手続きを行わなかったとき。
- ③本人より資格の取り消しの申し出があったとき。

(登録手続き)

第 10 条 登録手続きは、別に定める様式に規定の登録料を添えて本連盟事務局に申請手続きを行うものとする。

(登録料)

第 11 条 登録料は、4 年間 16,500 円とする。

(資格取得の条件)

第 12 条 18 歳以上の本連盟登録個人会員で、騎乗者資格 B 級取得者とする。

(資格の復活)

第 13 条 資格を失効した者については、改めて指導者講習会を受講し、検定試験を受験し合格することにより失効した資格を復活することができる。

(復活手続き)

第 14 条 復活の手続きは、別に定める様式に所定の登録料を添えて本連盟に申請手続きを行うものとする。

なお、有効期間は、合格した検定試験実施日から 4 年経過後の年度末とする。

(公益財団法人日本スポーツ協会公認馬術指導者資格)

第 15 条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」と称す）と本連盟が共同で認定する馬術指導者資格の種類および役割は以下のとおりとする。

公認馬術コーチ 1（旧公認指導員）（以下「公認コーチ 1」と称す）：

少年団・高校・大学馬術部あるいは馬術クラブにおいて、初心者や子どもたちを対象として馬術競技の基礎的実技指導にあたる指導者。

公認馬術コーチ 3（旧公認コーチ）（以下「公認コーチ 3」と称す）：

競技者養成プログラムに基づき都道府県内レベルで競技者の発掘・育成にあたる指導者。

国民スポーツ大会馬術競技会の監督・コーチとして強化指導を行う。

2 前項の資格を取得しようとする者は、本規程に定める本連盟認定指導員資格を有していなければならない。

3 本連盟認定指導員資格者が公認コーチ 1 あるいは公認コーチ 3 資格を取得した場合、資格の昇格とみなす。

以後の登録窓口は JSPO とし、登録料および手続き方法は JSPO の定めによる。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。

この規程の適用により平成 16 年度をもって特別準コーチは廃止とする。なお、現有資格としての特別準コーチは永久資格とする。

附 則 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、  
第 14 条、第 15 条削除、第 16 条を第 15 条に繰り上げ、第 17 条削除

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
第 1 条、第 12 条

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
第 7 条

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
第 1 条、第 15 条

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
第 11 条、第 15 条

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
第 15 条